

## 第2章

## 少子化対策の取組

## 第1節 これまでの少子化対策

## 1 「1.57ショック」から「新しい少子化対策」まで

## (エンゼルプランと新エンゼルプラン)

我が国では、1990（平成2）年の「1.57ショック」<sup>1</sup>を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

最初の具体的な計画が、1994（平成6）年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）であり、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画であった。

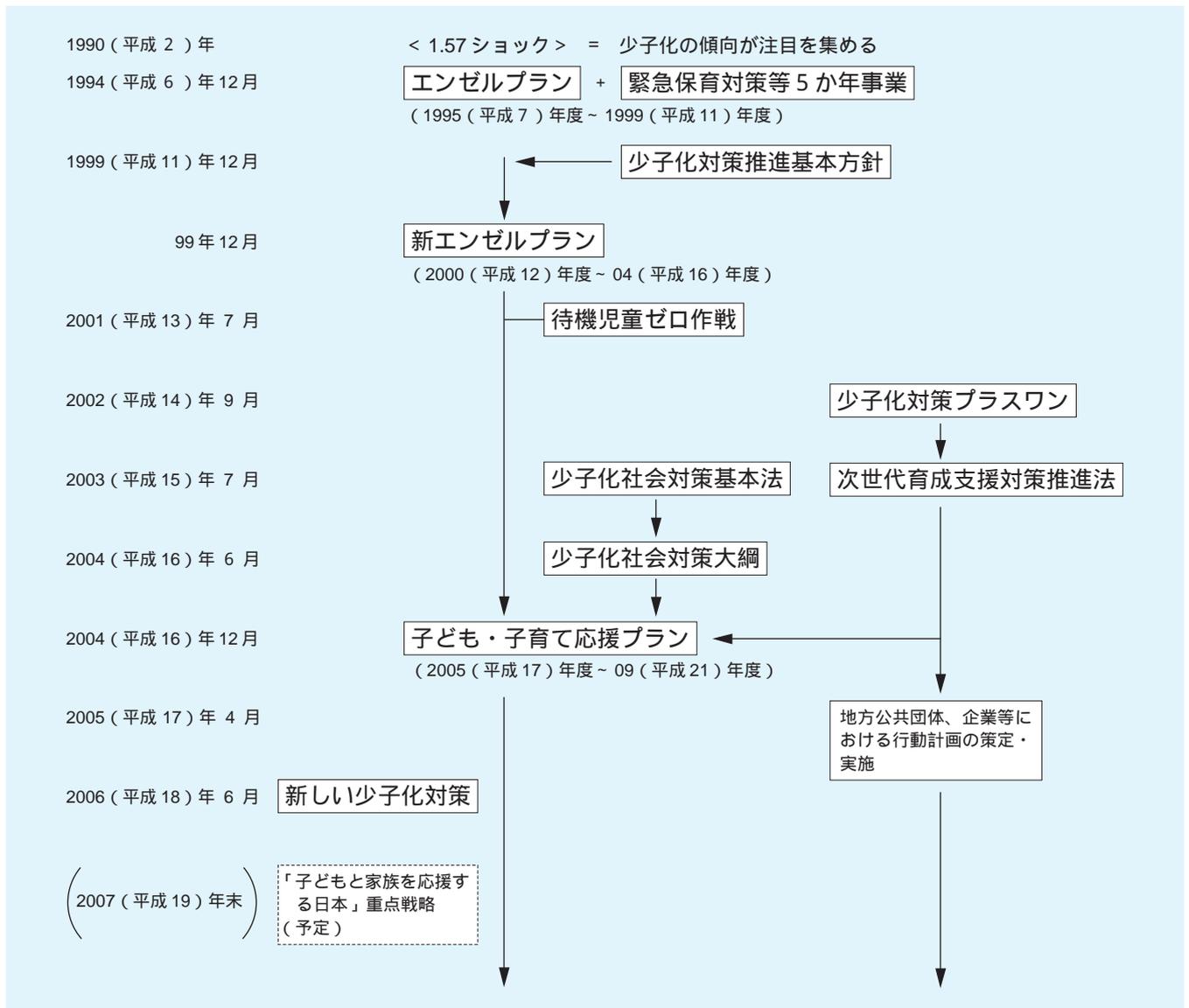
エンゼルプランを実施するため、保育所の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」が策定され、1999（平成11）年度を目標年次として、整備が進められることとなった。

その後、1999年12月、少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策推進基本方針」が決定され、同年同月、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン。大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意）が策定された。新工

ンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、2000（平成12）年度を初年度として2004（平成16）年度までの計画であった。最終年度に達成すべき目標値の項目には、これまでの保育サービス関係だけでなく、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。

<sup>1</sup> 1990年の1.57ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

第1-2-1図 少子化対策の経緯



### （次世代育成支援対策推進法）

2002（平成14）年9月に厚生労働省においてまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取組が、仕事と子育ての両立支援の観点から、特に保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭の視点から見た場合、より全体として均衡のとれた取組を着実に進めていくことが必要であり、さらに、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における次世代支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、社会全体が一体となって総合的な取組を進めることとされた。これを踏まえ、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため、2003（平成15）年3月、少子化対策推進関係閣僚会議において、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が決定された。その後、2003年7月、この方針に基づき、地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。同法は、地方自治体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものであった<sup>2</sup>。

一般事業主の行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出については、301人以上の労働者を雇用する事業主は義務づけ、300人以下は努力義務とされた。地方自治体及び事業主の行動計画策定に関する規定は、2005（平成17）年4月から施行されている。

### （少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱）

2003年7月、議員立法により、「少子化社会対策基本法」が制定され、同年9月から施行された。そして、この法律に基づき、内閣府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。また、同法は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の策定を政府に義務づけており、それを受けて、2004年6月、「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。

大綱では、少子化の急速な進行は社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしている。そして、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるよう社会全体で応援するとの基本的考えに立って、少子化の流れを変えるための施策を国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示している。

### （3つの視点と4つの重点課題）

3つの視点とは、若者の自立が難しくなっている状況を変えていくという「自立への希望と力」、子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていくという「不安と障壁の除去」、生命を次代に伝えはぐくんでいくことや、家庭を築くことの大切さの理解を深めていくことと、子育て・親育て支援社会をつくり、地域

2 具体的には、地方公共団体及び事業主は、国が策定する行動計画策定指針に基づき、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標及び実施しようとする対策の内容及びその実施時期等を定めた行動計画を策定することとされている。

や社会全体で変えていくという「子育ての新たな支え合いと連帯 家族のきずなと地域のきずな」である。

4つの重点課題とは、政府が特に集中的に取り組むべき課題であり、若者の就労支援や、子どもが自立した若者へとたくましく成長するように家庭・学校・地域等で取組を進めていく「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、企業における子育てと仕事が両立できる職場づくり

や育児休業の取得等の促進、職場優先の風土や意識を変えていく「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、子どもの頃から生命の大切さや、子どもを生み育てることの意義、家庭の大切さ等について理解を深める取組を推進する「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、多様な地域の子育て支援策の充実や経済的支援、バリアフリー化の推進等を図る「子育ての新たな支え合いと連帯」の4分野である。

第1-2-2図 少子化社会対策大綱の3つの視点と4つの重点課題

### 3つの視点

自立への希望と力  
不安と障壁の除去  
子育ての新たな支え合いと連携 - 家族のきずなと地域のきずな -



### 4つの重点課題

若者の自立とたくましい子どもの育ち  
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し  
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解  
子育ての新たな支え合いと連帯

### 重点課題に取り組むための28の行動

#### 【若者の自立とたくましい子どもの育ち】

- (1) 若者の就労支援に取り組む
- (2) 奨学金の充実を図る
- (3) 体験を通じ豊かな人間性を育成する
- (4) 子どもの学びを支援する

#### 【生命の大切さ、家庭の役割等についての理解】

- (11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る
- (12) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める
- (13) 安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

#### 【仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し】

- (5) 企業等におけるもう一段の取組を推進する
- (6) 育児休業制度等についての取組を推進する
- (7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する
- (8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る
- (9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める
- (10) 再就職等を促進する

#### 【子育ての新たな支え合いと連帯】

- (14) 就学前の児童の教育・保育を充実する
- (15) 放課後対策を充実する
- (16) 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る
- (17) 家庭教育の支援に取り組む
- (18) 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する
- (19) 児童虐待防止対策を推進する
- (20) 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する
- (21) 行政サービスの一元化を推進する
- (22) 小児医療体制を充実する
- (23) 子どもの健康を支援する
- (24) 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する
- (25) 不妊治療への支援等に取り組む
- (26) 良質な住宅・居住環境の確保を図る
- (27) 子育てバリアフリーなどを推進する
- (28) 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

3つの視点で示された方向性を踏まえ、4つの重点課題を受けて、政府がまず着手する当面の具体的な行動として、28の施策を掲げている。

（子ども・子育て応援プラン）

少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、2004年12月、少子化社会対策会議において、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）が決定され、2005年度から実施されている。

子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、国が、地方自治体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005年度から2009

（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、施策の項目数は約130に及ぶ総合的な計画である。また、子ども・子育て応援プランでは、サービスの受け手である国民の目線も取り入れることによって、国民の側からみて、「子どもが健康に育つ社会」、「子どもを生み育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるかわかるよう、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。

子ども・子育て応援プランに盛り込まれた目標値については、策定当時、全国の市町村が策定作業中の次世代育成支援に関する行動計画における子育て支援サービスの集計値を基礎において設定されている。全国の市町村計画とリン

第1-2-3図 「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標（例）】	【目指すべき社会の姿（概ね10年後を展望）（例）】
<p>若者の自立とたくましい子どもの育ち</p>	<p>若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用（常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成） 日本学生支援機構奨学金事業の充実（基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力） 学校における体験活動の充実（全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施）</p>	<p>若者が意欲を持って就業し経済的にも自立〔フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す〕 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる</p>
<p>仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し</p>	<p>企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及（次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業） 個人々の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正（長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少）</p>	<p>希望する者すべてが安心して育児休業等を取得〔育児休業取得率男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%〕 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる〔育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに〕 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正</p>
<p>生命の大切さ、家庭の役割等についての理解</p>	<p>保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供（すべての施設で受入を推進） 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進</p>	<p>多くの若者が子育てに肯定的な（「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」）イメージを持てる</p>
<p>子育ての新たな支え合いと連帯</p>	<p>地域の子育て支援の拠点づくり（つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施） 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大） 児童虐待防止ネットワークの設置（全市町村） 小児救急医療体制の推進（小児救急医療圏404地区をすべてカバー） 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）</p>	<p>全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる（子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある） 全国どこでも保育サービスが利用できる〔待機児童が50人以上いる市町村をなくす〕 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる〔児童虐待死の撲滅を目指す〕 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる 妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できる〔不安なく外出できると感じる人の割合の増加〕</p>

クしたものにすることにより、子ども・子育て応援プランの推進が、全国の市町村行動計画の推進を支援することにもなる。

### （新しい少子化対策）

2005年、我が国は1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006年6月、政府・与党の合意を得て、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」（以下「新しい少子化対策」という。）が決定された。

新しい少子化対策は、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、社会全体の意識改革と、子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げている。

特に、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進を強調していること、親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点から、子育て支援策の強化を打ち出していること、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変わっていくことに着目し、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまで、子どもの成長に応じて、年齢進行ごとの4期に分けて子育て支援策を掲げていること、などが特徴的な点といえる。

平成19年度少子化社会対策関係予算は、「新しい少子化対策」等を踏まえ、総額で1兆5,658億円と、対前年度（1兆3,962億円）に比べて1,696億円、12.1%の増額となった。

主な内容として、生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の実施（生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握

を行う）児童手当制度における乳幼児加算の創設（平成19年4月から、3歳未満児の児童に対する児童手当の月額を従来の5,000円から一律10,000円に引き上げ）、育児休業給付率の引き上げ（育児休業の取得促進を図るため、平成19年10月から、育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%（うち、職場復帰後10%）から50%（同20%）に暫定的に引き上げ（平成21年度までの時限措置））、放課後子どもプランの推進（各市町村において、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保）などに必要な予算を計上するとともに、税制面では、企業が一定要件を満たす事業所内託児施設を設置した場合について、税制上の優遇措置が講じられた。

第1-2-4図 新しい少子化対策の概要

2006年6月20日、少子化対策に関する政府・与党協議会において合意同日、少子化社会対策会議（会長：総理、全閣僚で構成）で決定「骨太方針2006」に盛り込み、強力的に推進

急速な少子化の進行と人口の減少

（2005年は総人口が減少に転ずるとともに、出生数及び合計特殊出生率はいずれも過去最低を記録。）

経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題

出生率の低下傾向を反転させる

社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため

少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る

(1) 社会全体の意識改革

- ・子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
- ・国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組む

(2) 子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援するすべての子育て家庭を支援するため地域における子育て支援策を強化（特に在宅育児、放課後対策）  
仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるような男性を含めた働き方の改革  
親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進  
就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

新しい少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

出産育児一時金の支払い手続の改善  
妊娠中の健診費用軽減  
不妊治療の公的助成の拡大  
妊娠初期の休暇などの徹底・充実  
産科医等の確保等産科医療システムの充実  
児童手当制度における乳幼児加算の創設  
子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

未就学期（小学校入学前まで）

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充  
待機児童ゼロ作戦の更なる推進  
病児・病後児保育、障害児保育等の拡充  
小児医療システムの充実  
行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討  
育児休業や短時間勤務の充実・普及  
事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進  
子どもの事故防止策の推進  
就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進  
スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等  
学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

若者の就労支援  
パートタイム労働者の均衡処遇の推進  
女性の継続就労・再就職支援  
企業の子育て支援の取組の推進  
長時間労働の是正等の働き方の見直し  
働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

子育てを支援する税制等を検討  
里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発  
地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進  
児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化  
母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進  
食育の推進  
家族用住宅、三世同居・近居の支援  
結婚相談等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域のきずなを再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定  
家族・地域のきずなに関する国、地方公共団体による行事の開催  
働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及  
有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供  
生命や家族の大切さについての理解の促進

## 第1-2-5図 平成19年度少子化社会対策関係予算のポイント

平成19年度少子化社会対策関係予算の総額は1兆5,658億円（前年度比12.1%増）  
平成19年度は、「新しい少子化対策について」（18年6月少子化社会対策会議決定）等を踏まえ、  
少子化対策を強力に推進

## (1) 子育て支援策

## 新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

## 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円

- ・小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり
- ・小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備
- ・特定不妊治療費助成事業の助成額を増額（年度10万円 年度1回10万円、2回まで）するとともに、所得制限を緩和。

## 生後4か月までの全戸訪問（こにちは赤ちゃん事業）の実施

次世代育成支援対策交付金（365億円）の内数

## 妊娠中の健診費用の負担軽減 地方財政措置

## 児童手当の乳幼児加算の創設 2,560億円（児童手当国庫負担金）

- ・19年4月から、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とする

（参考）給付総額10,267億円（うち乳幼児加算分1,374億円）

## 未就学期（小学校入学前まで）

## 地域における子育て支援拠点の拡充 84億円

- ・「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値6,000か所の前倒し実施。

## 病児・病後児保育の拡充

## 事業所内託児施設設置の推進 23億円

## 子どもの事故防止対策の推進 1.5億円

## 就学前教育費負担の軽減 185億円

## 小学生期

## 全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進 227億円

## スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

（参考）「子ども安心プロジェクト」20億円。うち、スクールバス活用推進事業1.1億円

## 中学生・高校生・大学生期

## 奨学金の充実 1,224億円

- ・114.3万人（前年度比5.2万人増）の学生等に奨学金の貸与

## (2) 働き方の改革

## 育児休業の取得促進のための育児休業給付の拡充 1212億円

- ・育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%から50%に暫定的に引き上げ

## 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進 112億円

- ・育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度の創設

## 長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し 2.5億円

## パートタイム労働者の均衡処遇の推進等 8.6億円

- ・パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進

- ・短時間正社員制度の導入促進

## マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 20億円

## フリーター25万人常用雇用化プランの推進や、ニート等の若者の自立支援 244億円の内数

- ・年長フリーターを正社員として雇用する企業に対する支援措置等の実施

## 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動 0.5億円

## (3) その他の重要な施策

## 企業の子育て支援税制の創設

- ・企業が設置する事業所内託児施設に対する割増償却制度の創設
- ・家族用住宅・三世同居・近居の支援

## (4) 社会全体の意識改革のための国民運動の推進

## 少子化社会対策の総合的な推進 2.4億円

- ・家族・地域のきずなを再生する国民運動の展開等

## 2 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の設置から中間報告までの経緯について

### （新人口推計の見通しを踏まえた議論等について）

「日本の将来推計人口（平成18年12月中位推計）」（以下「新人口推計」という。）では、近年の少子化傾向や寿命の伸びを反映して、今後、我が国は一層少子化・高齢化が進み、2055（平成67）年には、合計特殊出生率は1.26、総人口

は9000万人を下回り、その4割が65歳以上の高齢者、1年間に生まれる子供の数は50万人を下回る、といった姿が示されている。

さらに、厚生労働省の社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」における「出生等に対する希望を反映した人口試算の公表に当たっての人口構造の変化に関する議論の整理（2007（平成19）年1月）」（以下「特別部会の議論の整理」という。）では、2055年まで見通した場合、単純に人口規模が縮小するだけでは

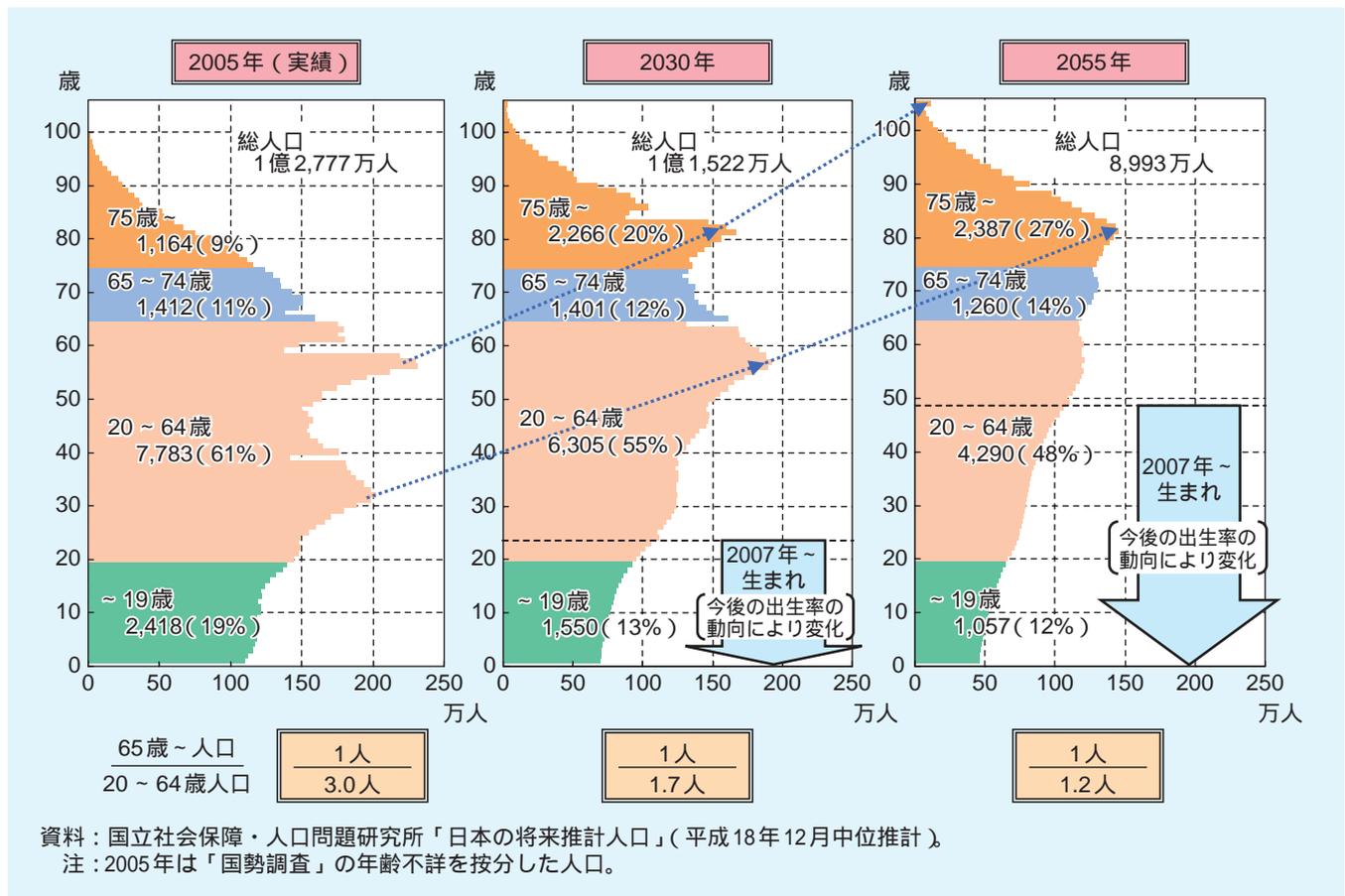
なく、労働力・世帯・地域等の「姿」という「我が国の人口構造」そのものが大きく変化していく見通しであることにも注目する必要があるとしている。

労働力に与える影響については、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少に伴い、労働力率が現状のまま推移した場合には、労働力人口が相当程度減少することが見込まれるとしている。2030（平成42）年までの人口構造についてみれば、2030年における24歳以上の世代は、現在、既に生まれており、今後この世代の人口及びその減少傾向はほぼ確定している。一方、2030年以降についてみれば、その時期の支え手となっていく世代はこれから生まれる世代であって、今後の出生動向の変化によりその数は変動する余地があるが、新人口推計によれば、生産年齢人口はそれ以前と比べ、急激に減少すると見込まれる。

世帯の状況や地域の姿に与える影響については、例えば、2055年には、50歳以上の者の属する世帯のうち4割以上が「単身かつ無子世帯」となるが、単身世帯は、世帯員相互のインフォーマルな支援が期待できないことから相対的に失業や疾病・災害といった社会的リスクに弱く、経済的にも可処分所得減少の影響を受けやすいため、こうした単身世帯の増大は、介護問題をはじめとした支援を要する世帯の増大や負担能力の減少など、社会全体に大きな影響を及ぼすとしている。また、毎年の出生数は、2055年には50万人弱になると見通されており、通常地域社会において平日昼間に目にする子どもの数は少なくなり、地域社会の支え手も相当部分が高齢者になることが想定されている。

さらに、特別部会の議論の整理では、第1章で述べたとおり、国民の結婚や出生行動に対す

第1-2-6図 人口ピラミッドの変化（平成18年中位推計）



る希望が一定程度実現した場合の将来人口試算を行うとともに、既存の調査研究結果を基に、「国民の結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素」について、次のとおり、結婚、第1子出産、第2子以降出産といったライフステージごとに整理している。

結婚に影響を及ぼす要素は、家庭生活を送っていく上で必要な経済的基盤や雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

出産に影響を及ぼす要素は、子育てしながら就業継続できる見通しや仕事と家庭生活の調和の確保の度合い

特に第2子以降の出産に影響を及ぼす要素は、夫婦間の家事・育児の分担度合いや育児不安の度合い

そして、これらの調査結果等の整理等に鑑みると、

若者の経済的基盤の確立（正規雇用化の促進、就業形態の多様化に合わせた均衡処遇の推進等、就業・キャリアの安定性確保）

継続就業環境整備（育児休業制度、短時間勤務制度等が活用しやすいような働き方や仕事の仕方の見直し等）

（特に父親の）家事・育児時間の増加（ワーク・ライフ・バランスを実現できるような時間管理の効率化や長時間労働の解消等）

保育環境の整備

育児不安の解消（専業主婦も含めた地域における育児支援、家庭内の育児負担の分担等）

等の分野について、効果的な施策を具体的に整理・検討することが重要であるとしている。

第1-2-7図 結婚や出産に影響を及ぼしていると考えられる要素について

《結婚》 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

経済的基盤  
 ・収入が低く雇用が不安定な男性  
 未婚率 高

出産後の継続就業の見通し  
 ・非正規雇用の女性  
 ・育休が利用できない職場の女性  
 ・保育所待機児童が多い地域の女性  
 未婚率 高

【調査・研究結果】

- ・男性では、年収が高いほど有配偶率が高い。
- ・男性では、正社員に比べて非典型雇用の場合、有配偶率が低い。
- ・男性未婚者では、正規雇用者に比べてパート・アルバイトの結婚意欲が低い。
- ・男女雇用機会均等法施行以降に就職した世代の女性では、最初に勤務した勤務先での雇用形態が正規雇用と非正規雇用者の場合で比較すると、非正規雇用の未婚割合が高い。また、利用可能な育児休業制度の有無で比較すると、利用可能な育児休業制度がなかった層で未婚割合が高い。
- ・1歳児入園待機者の多い自治体ほど女性の結婚確率が低い。

《出産（第1子～）》 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と家庭の調和

出産後の継続就業の見通し  
 ・育休利用可能 出産確率 高

仕事と家庭生活との調和  
 ・長時間労働 出産確率 低

働き方+家事・育児の分担+保育所利用  
 相互に組み合わせられることで  
 継続就業効果 高

【調査・研究結果】

- ・育児休業が利用可能、取得しやすい雰囲気職場の女性の方が、育児休業が利用できない職場の女性より出産する割合が高い。
- ・雇用機会均等法施行以降に就職した世代で、育児休業が利用可能な職場に勤めていた女性は、それ以前に就職した人とはほぼ同程度に出産を経験している。
- ・勤務先に育児休業制度がある場合、少なくとも子どもを一人産む確率がその他の場合より高く、無職の女性より出産確率が高くなる。
- ・男性が長時間労働していた家庭では、労働時間の増えた家庭よりも減った家庭の方が子どもが生まれた割合が高い。
- ・女性の勤務が長時間労働の場合は、第1子を産むタイミングが遅れ、出産確率も低下する。

《出産（特に第2子～）》 夫婦間の家事・育児の分担

男性の家事・育児分担  
 ・男性の分担度が高い 女性の出産意欲 高  
 女性の継続就業割合 高

夫の労働時間が長い 家事・育児分担 少

【調査・研究結果】

- ・子どものいる世帯で、妻から見て夫が家事・育児を分担していないと回答した世帯では、分担していると回答した世帯に比べ、妻の子どもを持つ意欲が弱まる。
- ・夫の育児遂行率が高い夫婦の方が、追加予定子ども数が多い。

《出産（特に第2子～）》 育児不安

育児不安  
 ・育児不安の程度が高い 出産意欲 減

家庭内・地域からのサポート  
 ・配偶者の育児分担への満足度が高い  
 ・保育所・幼稚園からのサポートが高い  
 育児不安 低

【調査・研究結果】

- ・子どもが1人いる母親の場合、育児不安の程度が高まると、追加予定子ども数が減少する。（子どもが2人の場合もおおむね同様の傾向）

《出産（特に第3子～）》 教育費の負担感

教育費の負担感  
 3人目以降から割合が高い

後に生まれた世代ほど負担感が高い  
 ・1970年代生まれ以降  
 1人目・2人目でも負担感が高い

【調査・研究結果】

- ・予定子ども数以上の子どもを持たない理由として教育費負担感をあげる者の割合を予定子ども数別に見ると、予定子ども数を2人とする者のところからその割合が高まる。（1970年代以降の生まれでは、予定子ども数が0人・1人とする者についても割合が高くなっている。）

注：社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会の審議に当たり、各種調査・研究結果から示唆される要素を可能な限り整理したもの。

### （「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の設置）

新人口推計において示された少子・高齢化についての一層厳しい見通しや特別部会の議論の整理等を踏まえ、2007年2月6日、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）の策定方針が決定された。この方針では、2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図ることとし、重点戦略の策定に資するため、少子化社会対策会議の下に、内閣官房長官を議長として関係閣僚と有識者で構成する「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議」（以下「戦略会議」という。）を設置することとされた。さらに、分野ごとに掘り下げた議論を行うため、戦略会議の下に、各分野における有識者で構成する「基本戦略分科会」、「働き方の改革分科会」、「地域・家族の再生分科会」及び「点検・評価分科会」という4つの分科会も設置された。

これまでの少子化対策は、網羅的に施策を示してきたが、今回の重点戦略策定に当たっては、

特別部会の議論の整理等を踏まえ、結婚や出産に関する国民の希望を実現するには何が必要であるかに焦点を当てて検討を進めることとしたところが特徴的といえる。2007年2月以降、4つの分科会が3回～5回開催されて議論の整理を行った後、同年6月1日の第2回戦略会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議各分科会における「議論の整理」及びこれを踏まえた「重点戦略策定に向けての基本的考え方」について、「中間報告」がとりまとめられた。



第2回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（平成19年6月1日）

### 第1-2-8図（1） 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の検討体制

#### 重点戦略策定の背景

2005年、人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録。将来推計人口（平成18年12月推計）によると、今後、一層少子・高齢化が進むとの見通し。結婚、出生行動に対する国民の希望が一定程度叶えば、合計特殊出生率は1.75程度まで改善される余地。



「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定方針（ポイント）  
（平成19年2月6日少子化社会対策会議決定）

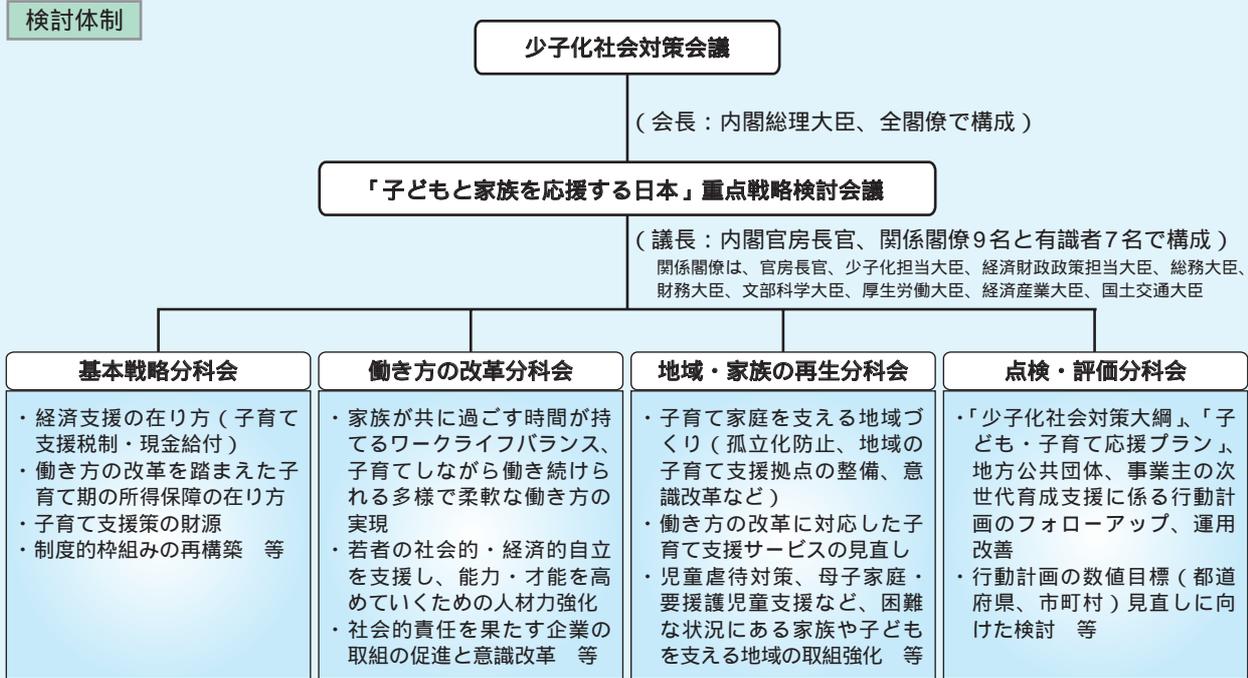
基本的な考え方：「すべての子ども、すべての家族を大切に」

2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築・実行を図り、

- ・「結婚したいけどできない」という若い人、「子どもを生みたいが躊躇する」という若い家族を支え、
- ・どのような厳しい状況に置かれていても、この社会に生まれたすべての子どもたちが希望を持って人生を歩んでいけるよう、

すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで支援する国民総参加の子育てに優しい社会づくりを目指す。

第1-2-8図(2) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の検討体制



各分科会は、検討会議の有識者（学識経験者）を主査とし、各分野における有識者で構成。

**検討状況**

